

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～3 [略] 4 第4条第1項、第5条、第6条第1項又は第7条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波又は平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学選考料、入学料、通信制受講料又は寄宿舎料を免除することができる。	附 則 1～3 [略] 4 第4条第1項、第5条、第6条第1項又は第7条第1項の規定にかかわらず、知事は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波、 <u>平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号</u> により甚大な被害を受けたと認められる者に対しては、入学選考料、入学料、通信制受講料又は寄宿舎料を免除することができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県立学校授業料等条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年10月12日以後に納付された入学選考料、同日以後に入学を許可された者に係る入学料、令和元年度以後の年度分の通信制受講料又は同月以後の月分の寄宿舎料について適用する。
- 通信制受講料（令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る令和元年度分の通信制受講料に限る。）で、改正後の条例附則第4項の規定に基づき免除することができるものの額は、受講を許可された単位の数及び期間に応じ、規則で定める。
- 令和元年台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者が納付した入学選考料、入学料、通信制受講料又は寄宿舎料で、改正後の条例附則第4項の規定に基づき免除されたものに係る県立学校授業料等条例第9条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「限る。）に」とあるのは、「限る。）並びに附則第4項の規定に基づき免除された入学選考料、入学料、通信制受講料及び寄宿舎料に」とする。